

## 府中市住宅マスタープラン検討協議会の公開について（案）

## 1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

## 府中市情報公開条例（抜粋）

## （会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

## 2 会議開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報及び市のホームページに掲載して周知し、会議前日まで傍聴希望の申込を受け付ける。なお、事前受付の際に、事務局職員から「当日は必ずマスクを着用すること、また、発熱等の風邪の症状がある場合には、当日でも構わないので事務局まで連絡の上、傍聴を見合わせることを伝える。

## 3 傍聴者数の制限等

傍聴者数は、5人を定員とする。

## 4 傍聴者の入室

- (1) 傍聴希望者は傍聴名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（別紙）を確認した上で、事務局職員が指定した場所に待機する。
- (2) 会議の開催にあたり、事務局が会長に傍聴の希望があることを伝え、会長は協議会の判断を仰ぎ、協議会の許可が出たら事務局が案内し入室させる。

## 5 会議資料の配布

当日の会議資料は、会議終了後に回収する。

## 6 会議録の公開

会議が開催された後は、発言者の氏名は記載せず、要点記録による会議録を作成し、原則として次回の協議会において内容の了承がなされた上で、公開の手続きを行う。

### (1) 公開場所

市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、府中市ホームページ

### (2) 会議録の内容

会議名、開催回数、開催日時、開催場所、出席者（委員・事務局）、傍聴者数、会議内容